平成２１年（フ）第１７２号
横浜市青葉区しらとり台41番地17　ザ・エストしらとり台102、開始決定時の住所横浜市瀬谷区瀬谷３丁目10番地19
破産者　小倉豪太郎
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０９号
横浜市中区豆口台156番地１
破産者　門馬　優人
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９６号
横浜市戸塚区深谷町25番地　戸塚深谷共同住宅24棟43号
破産者　杉澤　武弘
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２―５―30　松が岡ロイヤルハイツＣ―102、前住所川崎市宮前区野川3141番地４　504
破産者　加納　幸雄
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
川崎市宮前区野川3141番地４　504
破産者　加納　敏子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
川崎市多摩区菅野戸呂３番27号　パレス三幸92　306号　魚方
破産者　寺田　　崇
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
川崎市多摩区西生田２丁目１番21号
破産者　朝野　保夫
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
川崎市川崎区砂子１丁目２番地16　メゾンミール砂子502、前住所川崎市川崎区貝塚２丁目９番７号
破産者　大川　　進
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
神奈川県相模原市磯部1319番地５
破産者　石川由香里
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第５８８号
金沢市上安原１丁目216番地、開始決定時の住所金沢市大豆田本町甲536番地　グラン・ビューズ金沢スイート701号、従前の住所東京都墨田区江東橋１丁目８番３―1104号
破産者　髙木　量謹
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８２号
金沢市長土塀３丁目22番３号
破産者　水上　美幸
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５２号
金沢市しじま台２丁目26番地12
破産者　澤田　　猛
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
金沢市三口町火261番地
破産者　西谷和可子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
長野市大字東和田167番地１メゾンド・Ｒ・102、前住所長野市大字石渡47番地５
破産者　古平　可肖
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２２０号
千葉県八千代市下市場２丁目19―４、住民票上の住所東京都江東区南砂１丁目４番24―106号
破産者　志村　勝幸
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５号
静岡県裾野市麦塚30―２　メゾンドゥセピアⅠ102号室、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町上土狩680番地の３　ベルメゾン長泉103号
破産者　勝又　寿夫
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
静岡県三島市大場163番地の１　コーポラス大場Ｓ２―302
破産者　西野　知恵
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２７９４号
三重県亀山市能褒野町58番地の５　橘ハイツ308号、開始決定時の住所愛知県北名古屋市九之坪鴨田113番地
破産者　林　　利幸
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部